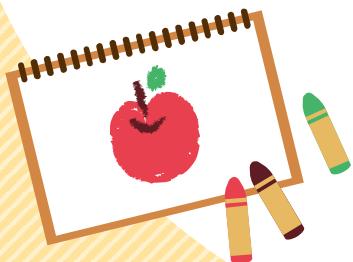




令和8年度

# 区立幼稚園 子育てサポート保育 のご案内



港区では、区立幼稚園の魅力を高め、多様な幼児教育のニーズに応えるため、  
全園で通常の保育時間以降も在園児をお預かりする  
「子育てサポート保育」を実施しています。

問合せ先

港区 教育委員会事務局 学校教育部 学務課学事係

電話 03-3578-2779

区ホームページ



## 利用日時等

| 幼稚園                  | 預かり時間(平日のみ)                    |
|----------------------|--------------------------------|
| 赤羽、三光、港南、南山、青南、にじのはし | 登園前:午前8時～午前9時<br>降園後:午後2時～午後6時 |
| 芝浦、高輪、白金台、麻布、中之町     | 降園後:午後2時～午後5時<br>※登園前の実施はなし    |

※ 登園前の預かり保育の利用対象者は、原則、共働きの世帯の子ども等、保育の必要性があると認定を受けた方となります。  
※ 幼稚園の休園日、研修日等を除きます(その他園の運営状況により子育てサポート保育を休止する場合があります。)。

## 利用種別

在籍している園でのみ利用ができます。

- (1)降園後:保育の必要性のあるお子さまが利用できる**年間利用**と理由を問わず利用できる**一時利用**があります。  
(2)登園前:原則、保育の必要性があると認定を受けた方のみ利用できます。

※ 新入園児の利用開始は、原則、慣らし保育の終了後からになります。早期の利用開始を希望する場合は、個別に幼稚園へご相談ください。

## 利用定員

※園により異なります。

**1日20名**(赤羽、芝浦、高輪、三光、南山、青南、にじのはし)

- 1.年間利用 15名  
2.一時利用 5名(年間利用者の利用人数により変動します。)

**1日30名**(白金台、港南、麻布、中之町)

- 1.年間利用 25名  
2.一時利用 5名(年間利用者の利用人数により変動します。)

## 利用申込み方法

各幼稚園で申込み方法が異なります。詳しくは、各園の子育てサポート保育のしおりをご確認ください。

※ 申込日・時間については、各園にお問い合わせください。 ※ 利用定員を超えた場合には、抽選となることがあります。

## 年間利用登録について

年間利用は、次のページの申請理由に該当する方が利用できます。承認後、申請理由及び承認期間に該当しなくなった場合は、年度途中でも利用が終了となります。必要な場合は、再度申請をしてください。 ※ 申請は年度単位になります。

## 年間利用の申込み書類

- 子育てサポート保育年間利用申請書<区指定様式>
- 子育てサポート保育年間利用申請補助資料<区指定様式>
- 状況を証明する書類(次のページを参照してください。)

[区ホームページ](#)



- ✓ 区指定様式は園に備え付けてあります。区HPからダウンロードもできます。
- ✓ 申込書類は、利用希望月から3か月以内に発行されたものを提出してください。
- ✓ 書類に不備等がある場合、利用開始希望月から利用できない場合があります。
- ✓ 申請理由に該当するか判断がつかない場合は、学務課までお問い合わせください。
- ✓ 承認後、申請内容に変更が生じた場合は学務課までご連絡ください。



## 申請理由 父母等の状況

## 状況を証明する書類

※父母及び18~64歳の同居者それぞれについて必要です。

|       |                                                           |                 |                                                                                            |
|-------|-----------------------------------------------------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就労    | 外勤<br>月48時間以上の就労を常態としている場合                                | 自営業／会社代表／経営者等内職 | 勤務(内定)証明書<区指定様式><br>① 就労状況申告書<区指定様式><br>② 仕事の実態が分かるもの<br>例:登記事項証明、開業届、営業許可書、履歴事項証明書、請負契約書等 |
| 出産    | 妊娠中または出産後間もない場合<br>承認期間<br>出産予定月の2か月前から、出産日から57日目の属する月末まで |                 | 母子手帳の出産(予定)日のわかるページのコピー                                                                    |
| 疾病・負傷 | 承認期間<br>必要がなくなるまで                                         |                 | 診断書のコピー                                                                                    |
| 障害    | 心身に障害がある場合<br>承認期間<br>必要がなくなるまで                           |                 | 障害者手帳のコピー                                                                                  |
| 介護・看護 | 疾病または心身に障害を有する同居の親族を常時介護・看護している場合<br>承認期間<br>必要がなくなるまで    |                 | ① 被介護者・看護者の診断書、介護保険証または障害者手帳のコピー<br>② 週間スケジュール<区指定様式><br>③ 介護、看護の実態が分かるもの                  |
| 求職    | 求職活動をしている場合<br>承認期間<br>3か月間                               |                 | 求職カード(ハローワーク発行)のコピー                                                                        |
| 就学    | 週4日以上かつ1日4時間以上の就学を常態としている場合<br>承認期間<br>学校の卒業(修了)まで        |                 | ① 就学証明書<区指定様式><br>② 時間割、カリキュラム等                                                            |

## 年間利用の申込書類締切日、提出先



締切日:令和8年3月6日(金)



提出先:各在籍幼稚園

※ 年度途中でも随時受付をします

## 年間利用の承認

上記の締切日までに申請いただいた方に、3月下旬以降、学務課から郵送にて通知します。なお、**年間利用承認後に、事情なく、月の利用日数が各園の実施日数の2/3以下の状態が3か月以上続いた場合(8月は除く)**は、年間利用を取り消します。

新入園の  
みなさま

利用開始は、原則、慣らし保育終了後からになります。  
**年度当初からの年間利用の申込みは可能ですが、  
利用実績の有無にかかわらず月額料金が発生します。**



# 子育てサポート保育料

## 1 年間利用

階層区分ごとに月額で保育料がかかります。利用申込み後、学務課から送付される令和8年度保育料決定通知書をご確認ください。原則、毎月月末に口座振替にてお支払いとなります。

※ 8月はサポート保育がありませんが、年額保育料を月割で徴収するため、8月分も料金が発生します

### 令和8年度階層区分表(予定)

| 各月初日における在籍児童の属する世帯の階層区分 |                                                    | 子育てサポート保育料 |                     |          | 単位:円 |
|-------------------------|----------------------------------------------------|------------|---------------------|----------|------|
| 階層区分                    | 定義                                                 | 年間利用(月額)   |                     | 一時利用(日額) |      |
|                         |                                                    | 第1子の児童     | 第2子以降の児童            |          |      |
| A                       | 生活保護世帯                                             | 0          | 0                   | 0        |      |
| B                       | 区市町村民税非課税世帯及び<br>区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯<br>(所得割非課税世帯) | 0          | 0                   | 0        |      |
| C                       | 1 区市町村民税のうち所得割課税額が<br>5,000円以下である世帯                | 年額24,760   | 2,100<br>3月分のみ1,660 | 0        | 800  |
|                         | 2 区市町村民税のうち所得割課税額が<br>5,000円を超えて10,000円以下である世帯     | 年額37,150   | 3,100<br>3月分のみ3,050 | 0        | 800  |
|                         | 3 区市町村民税のうち所得割課税額が<br>10,000円を超えて77,100円以下である世帯    | 年額74,300   | 6,200<br>3月分のみ6,100 | 0        | 800  |
|                         | 4 区市町村民税のうち所得割課税額が<br>77,100円を超えて211,200円以下である世帯   | 年額85,400   | 7,100<br>3月分のみ7,300 | 0        | 800  |
|                         | 5 区市町村民税のうち所得割課税額が<br>211,200円を超える世帯               | 年額96,500   | 8,000<br>3月分のみ8,500 | 0        | 800  |

※ 兄や姉の年齢にかかわらず、第2子以降の子育てサポート保育年間利用の保育料は無料となります

※ ひとり親世帯等の場合(区市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯が対象)は、サポート保育料負担軽減がありますので、学務課までお問い合わせください

## 2 一時利用

### (1) 降園後のサポート保育料

日額800円で、利用券を事前に購入していただきます。購入方法は以下の2通りです。

※ 各幼稚園で販売日等が異なります。詳しくは、各園の子育てサポート保育のしおりをご確認ください。

金融機関  
への振り込み

幼稚園で納付書を受け取り、  
金融機関で料金を支払います。  
その後、支払いの領収書をもって幼稚園で利用  
券と交換します。利用券は4回分セット(3,200  
円)での販売となります。

キャッシュレス  
決済

幼稚園でキャッシュレス決済(Pay  
Pay)を利用して、1枚800円ず  
つ購入いただけます。

### (2) 登園前のサポート保育料

無料 ※ 原則、保育の必要性があると認定を受けた方のみ利用できます。

### 長期休業期間の 一時預かり事業について

全園で長期休業期間(夏季、冬季、春季)における  
一時預かり事業を実施します。

※ 夏季休業期間は、終業式翌日から始業式前日までの平  
日実施となります。お盆期間の約2週間の実施はあり  
ません。また、園舎の工事等の理由で、他の区立幼稚園を  
利用していただく場合があります。

詳細な日程等が決まり次第、各幼稚園からご案  
内します。

### 子育てサポート保育の利用に対する 給付金について

共働き世帯の子ども等、保育の必要性があると認定を受けた方が区立幼稚園の子育て  
サポート保育を利用する場合、  
1日当たり450円(月額11,300円まで)の  
給付金が支給されます。

詳細は、幼稚園から配布される児童教育・  
保育の無償化のご案内をご確認ください。